

令和2年特（わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反被告事件

被告人 相 嶋 静 夫

準 抗 告 申 立 書

令和2年4月14日

東京地方裁判所 刑事第14部 御中

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

弁 護 人 市 川 寛

弁 護 人 趙 誠 峰

上記被告人に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年4月8日東京地方裁判所裁判官遠藤圭一郎がなした保釈請求却下の裁判に対し、下記のとおり準抗告を申し立てる。

第1 申立ての趣旨

- 1 原裁判を取り消す。
 - 2 被告人の保釈を許可する。
- との決定を求める。

第2 申立ての理由

- 1 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がない
- (1) 原裁判は、本件は刑事訴訟法89条4号に該当するとして弁護人の保釈請求を却下したものであるが、本件では、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がないのは明らかである。

- (2) 本件の主たる争点が法解釈にあること

本件において、被告人は、被告人が令和2年3月31日まで顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）が公訴事実記載の噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第48条1項の定める許可を得ることなく輸出した事実自体は争っていない（被告人の共犯者とされる大川原正明（以下「大川原」という。）及び島田順司（以下「島田」という。）も同様である。）。

被告人は、外為法第48条1項及びその委任を受けた輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第5の2（以下「本件省令の定め」という。）イないしハの要件のうち、同ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）（以下「本件要件ハ」という。）につき、

正しい法解釈に従えば本件噴霧乾燥器は同要件に該当せず、その輸出には許可が必要なかったとして、犯罪の成立を争うものである。

すなわち、本件で捜査機関は、少なくとも任意捜査の段階では、本件要件ハが定める「滅菌又は殺菌」の意義について、噴霧乾燥器内部の微生物の量が少しでも低減すればこれに該当するとの解釈を前提に、本件噴霧乾燥器は同要件に該当すると解していたものと窺われるが、被告人は本件噴霧乾燥器輸出当時から、ここにいう「滅菌又は殺菌」とは噴霧乾燥器内部の微生物を完全に除去する程度の高度の能力を指し、単に微生物を低減するに過ぎないものはこれに当たらないと解し、本件噴霧乾燥器は客観的にかかる性能を有していないことから同要件に該当せず、したがって外為法第48条1項の定める許可を要しないと判断していたのであり、公判でも同旨を主張する予定である。かかる被告人の認識と主張は本件に関する任意捜査が始まった当初から一貫しており、捜査機関にも同旨を供述してきた。

この「滅菌又は殺菌」の意義について、公判において検察官がどのような主張をするかは不明であるが、弁護人は公判において「滅菌又は殺菌」についての法解釈論を展開する予定であり、公判における最も大きな争点の1つになるものと思われる。そして、被告人の故意（認識）についても、このような法解釈論がベースになるものである。

このように、本件の最も重要な争点は本件要件ハの法的解釈そのものであり、その意味で特異な類型の刑事事件といえる。

(3) 本件で罪証隠滅の対象となりえる事実及び証拠について

上述のとおり、本件の主たる争点は法律解釈であるが、その他の付随的に争点となりうる事実について罪証隠滅のおそれがないことを以下論じる。

まず、被告人の主張は次のようなものである。

すなわち、本件噴霧乾燥器は外為法上の許可が必要となるだけの客観的性能(内部の全ての微生物を除去ないしその伝染能力を破壊する能力)を有しておらず、かつ、本件噴霧乾燥機がそのような性能を有しているとの認識もない。そして、被告人は、共犯者とされる者らとの間で、本件噴霧乾燥機が外為法第48条1項の定める許可が必要であると認識しながら許可を取らずにこれを輸出する旨の共謀をしたこともない。

したがって、本件で想定しうる事実認定上の争点は、①本件噴霧乾燥器が客観的に本件要件ハに該当する性能を有しているか否か②故意及び共謀の有無となるものと思料される。

ここで、共謀については、上述のとおり、被告人および共犯者とされる者らは、本件噴霧乾燥器には許可が必要となるだけの性能がなく、その輸出にはそもそも許可が必要ではないとの認識のもと許可をとることなく輸出行為に及んだものであることから、そもそも「犯罪」を共同遂行する合意がないとしてその存在を否認するものであって、三者間の認識の不一致を理由として否認するものではない。そのため、その存否は本件要件ハの解釈および本件噴霧乾燥器の性能に対する認識如何によるのであって、故意と別個独立に争点を形成するものではない。換言すれば、謀議行為の有無や該非判断に係る指示の経緯などの間接事実が共謀にかかる事実認定上の争点とならない。

よって、本件の主たる争点との関係で罪証隠滅の対象となりえる具体的事実としては、(ア) 本件噴霧乾燥器の客観的性能 (イ) 同性能に関する認識が想定される。

この点、本件では、既に1年以上にもわたる長期の任意捜査が先行して行われており、その間複数回の搜索差押処分が実施され、被告人

の居宅や被告会社オフィスからは大量の書証や証拠物が押収されており、もはや本件に関する書証・証拠物で押収すべきものは存在しないものと思料される。そして、これら押収済みの証拠については、被告人による隠滅の可能性は皆無である。

したがって、本件で罪証隠滅の対象として想定されるのは、人証としての共犯者とされる者、被告会社関係者及び経済産業省関係者ということになる（実際、起訴前に行われた勾留理由開示期日（令和２年３月２７日）においても、被疑者が共犯者や関係者等に働きかけるおそれのみが罪証隠滅のおそれの内容として開示されていた。）。

- (4) 人証について被告人が罪証隠滅におよぶおそれがあるとする検察官の意見が極めて不当であること

ア 総論

ここで、本件に関する保釈求意見に対する検察官の意見の内容が、事実を捻じ曲げた極めて誤導的で不当なものであるため、以下、まず、検察官の同意見に対する反論を行った後、本件において被告人に罪証隠滅の客観的可能性及び実効性並びに主観的可能性がないことについて論じる。

イ 本件の特殊性

被告人及び被告会社が、本件噴霧乾燥器が本件要件ハを満たす性能を有しないとの認識を有していたことは、本件噴霧乾燥器の輸出行為当時から客観的に明らかであった。

そして、本件要件ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）の解釈について、捜査機関は、少なくとも任意捜査の段階では、ここにいう「滅菌又は殺菌」とは、「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を採用していた

ものと窺われる。他方、被告人及び被告会社は、「滅菌又は殺菌」の要件について、噴霧乾燥器内部の微生物を完全に除去する程度の高度の能力を指すものと理解しており、このことは任意捜査の段階から供述しており、現在まで一貫していて変遷はない。

そして、本件要件ハの「滅菌又は殺菌することができるもの」の意味については、本年1月に経済産業省より「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」をいい、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない」ことが明確化された。かかる解釈は、本年1月以前においても、クロスフロー濾過用の装置（輸出令3の2項（2）4）の該非判定要件（貨物等省令第2条の2第2項第4号）における「滅菌又は殺菌することができるもの」の解釈として明示されていたものの、これが同一文言を用いる噴霧乾燥器についても適用されるのかは必ずしも明らかでなかった。これがようやく本年1月に明確化された。

このように、本件では、そもそも本件要件ハの解釈問題が大前提として存在しており、捜査機関と被告人との間で、任意捜査当時から同要件の解釈に関する理解が異なっていたことが明らかであった。

ウ 検察官の意見が極めて誤導的であり不当であること

（ア）被告人の供述に変遷等がないこと

A 検察官の意見の概要

検察官は「被告人は、要件ハの該当性の認識について、警察官による弁解録取時には、『該当機として経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いない。噴霧乾燥機に対する輸出規制対応は、社長（共犯者大川原正明）、島田（共

犯者島田順司)、私の3人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。』などと事実を認めた上で、共犯者に責任転嫁し、その後の取調べにおいても、『該当する可能性があることは認識していた。』などと曖昧ながらも認める供述をしていたが、検察官による弁解録取時には、『規制の内容は知っていたが、本件輸出には関わっていない。』などと弁解し、調書への署名押印を拒み、その後も黙秘を継続している。」と意見を述べている。

B 被告人に供述の変遷はない

まず、検察官は、上記のとおり、被告人が警察の弁解録取において、「『該当機として経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いない。噴霧乾燥機に対する輸出規制対応は、社長(共犯者大川原正明)、島田(共犯者島田順司)、私の3人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。』などと事実を認めた」と述べるが、全く事実ではない。被告人は警察官による弁解録取時から一貫して「本件輸出には関わっていない。」と説明していた。検察官の意見書に記載されているような「該当機として経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いない。噴霧乾燥器に対する輸出規制対応は、社長(大川原正明)、島田、私の3人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。」などの発言は一切していない。

また、検察官は被告人が「その後の取調べにおいても、『該当する可能性があることは認識していた。』などと曖昧ながらも認める供述をしていた」と述べるが、「該当する可能性があることは認識していた。」との発言の趣旨は、捜査機関の「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を前提とすれば、

「該当する可能性がある」と述べたというに過ぎないのであり、こういった趣旨の供述は任意捜査の段階でも度々行っていた。

そもそも被告人は任意捜査の段階から一貫して、本件要件ハについて、噴霧乾燥器内部の微生物を完全に除去する程度の高度の能力を指すとの解釈を前提とした「該当性の認識を否認」していたのであり、検察官もかかる供述状況は熟知していたはずである。

検察官は、被告人が警察官による弁解録取時に被疑事実を認めた旨の事実と反する内容を述べた上で、検察官による弁解録取時に被告人が供述を変遷させたかのように述べており、裁判所を欺く行為という他なく、不当極まりない意見である。

(イ)被告人が共犯者とされる者や被告会社従業員と口裏合わせをして罪証隠滅を図る危険があるとの意見に全く根拠がないこと

A 検察官の意見の概要

検察官は、「本件による処罰は、被告会社の経営にも重大な影響を及ぼすものであるところ、前記のとおり、被告人は、供述を変遷させ、最終的な主張・弁解すら明らかにしていない状況に鑑みると、本件による処罰を免れるため、共犯者や被告会社従業員らの関係者と口裏合わせをするなどの罪証隠滅を図る危険性が高い」と述べ、さらにその理由として

①「共犯者大川原及び同島田も、被告人同様、黙秘している」こと

②「任意捜査の段階では、被告会社の複数の技術者等が、要件ハについて認める供述をしていたものであるが、本件による被告人の身柄拘束後、検察官において、これらの関係者の取り調べを行うための呼出を行ったところ、被告会社の管理担当者は、個々の従業員への呼出は、同管理者を通して実施することを要

求した上、一部の従業員に関し、業務多忙を理由に被告人らの身柄拘束期間内の協力を拒否するなど、捜査への非協力的姿勢を明確に示し」、さらに、「取調べを実施できた者の中には、要件ハの該当性について、任意捜査の段階の供述を撤回する者もいた」こと

- ③被告会社が被告人の逮捕後、会社ホームページに「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出が外為法に違反するものではないと認識している」とのコメントを掲載し、「報道機関宛てに、更に詳細なコメントを発表」したこと
- を挙げ、これらの理由と「被告人及び共犯者の供述態度、被告会社の管理担当者の言動等をあわせ考慮すると、被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高く、かつ、実現容易な状況にある」と述べる。

B 検察官の述べる理由がいずれも極めて不合理であること

- (a) まず、検察官は、被告人が「供述を変遷させ、最終的な主張・弁解すら明らかにしていない状況に鑑みると、本件による処罰を免れるため、共犯者や被告会社従業員らの関係者と口裏合わせをする」等と指摘するが、前述のとおり、被告人が任意捜査の段階から供述を変遷させていないことは明らかであり、この時点で既に検察官の意見は前提を全く欠いている。

このように、そもそも被告人の供述態度自体、罪証隠滅のおそれを推認させるものではない。

- (b) 次に、上記理由①について、共犯者とされる大川原及び島田が被告人と同様に黙秘しているのは、1年以上にもわたる任意捜査

に積極的に協力したにも関わらずなされた本件身柄拘束が専ら自白獲得を目的としてなされたものであることが強く疑われたためである。なお、共犯者とされる大川原及び島田についても被告人と同様に供述の変遷などなく、弁解録取において自身の主張を述べているのであり、大川原及び島田の供述態度はなんら罪証隠滅のおそれを推認させるものではない。

(c) また、上記理由②について、「任意捜査の段階では、被告会社の複数の技術者等が、要件ハについて認める供述をしていた」とは明らかに誤導的な主張である。

前述のとおり、本件要件ハの解釈は任意捜査の段階から捜査機関と被告人及被告会社関係者との間で異なっており、「要件ハについて認める供述」なるものがあるとすれば、それは「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を前提とするなら、その限りでは本件噴霧乾燥器がこれに該当する性能を有していると供述した被告会社従業員もいたというに留まる。しかし、そのような供述をした従業員は、本件身柄拘束後も本件噴霧乾燥器が内部の全ての菌を除去あるいは死滅させる性能を有していないという認識を供述しているはずである。

そして、検察官は「取調べを実施できた者の中には、要件ハの該当性について、任意捜査の段階の供述を撤回する者もいた」というが、これは、上記のように任意捜査の段階では捜査機関の上記解釈に不当に誘導され、捜査機関の解釈に従った場合に「該当する」と述べた点について、あくまで捜査機関の上記解釈を前提とした供述であることを明確にしたというに過ぎないのであって、事実認識に関する供述を撤回した者はいない（任意捜査の段階で、本件噴霧乾燥器が内部の全ての菌を除去あるいは死滅させる性能

を有していると述べた被告会社従業員はいないのであり、この点に関する供述を変遷させた者もない。)。

このように、検察官は、法律解釈に関する問題を事実認識の問題とすり替え、あるいは故意に混同させることで、「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている」との印象を演出しようと画策しているようであり、極めて不当である。

このように、参考人の供述状況において罪証隠滅のおそれを推認させる事情は全く見当たらない。

(d) さらに、上記理由②のうち、「本件による被告人の身柄拘束後、検察官において、これらの関係者の取り調べを行うための呼出を行ったところ、被告会社の管理担当者は、個々の従業員への呼出は、同管理者を通して実施することを要求した上、一部の従業員に関し、業務多忙を理由に被告人らの身柄拘束期間内の協力を拒否するなど、捜査への非協力的姿勢を明確に示し」た等というに至っては、極めて不当な主張と断言できる。

被告会社の各従業員は、本件逮捕による会社業務の混乱の中、客先・仕入先への対応に追われ、現に多忙を極めていた（被告会社は全体で80名程度の中小企業である。）。そのような中、個々の従業員の呼出に個々に対応していたのでは、業務効率を悪化させ更に混乱を招く（例えば、ある従業員が呼出により業務対応できない場合、他の従業員を手当てしなければならず、業務の混乱を避けるために一定の調整が必要であることは明らかであろう。）ことから、各従業員の要請もあり、被告会社の管理担当者が窓口となって全体の日程調整を行うことを希望したことが、なぜ「捜査への非協力的姿勢」となるのか理解に苦しむ。被告会社の管理

担当者は、業務の混乱回避と捜査協力を両立させるために、各従業員と相談の上、可能な限りの対応を行ってきたのであり、現に別紙４のと通りの参考人取調が実施されている。

参考人取調はあくまで任意捜査であり、当然、参考人の都合と調和させなければならないが、検察官が参考人の都合を無視して検察官の要望どおりの取調が実現できなければ「捜査への非協力的姿勢」というのであれば、検察官は意図的だろうがなかろうが実現が困難な予定を参考人に要求し、これが拒まれれば直ちに「捜査に非協力的である」と難詰できることになり、極めて失当というほかない。なお、本件では、検察官は、被告会社の管理担当者の申入れにも関わらず、令和２年３月１８日に従業員個人宅に呼出の連絡を入れており、この点について弁護人が嚴重に抗議したところ（別紙５）、塚部貴子検察官から参考人らの窓口となっていた被告会社の管理担当者に対し謝罪の意思が示されている。

そして、検察官は、別紙４のと通りの参考人調べの後、更に呼出を行うとしながら、令和２年３月３０日以降、取調べの日程調整を一向に進めていない。被告会社担当者から検察官に対しては、別紙６のとおり、同年４月６日に参考人調べの意向を確認しており、捜査に積極的に協力する姿勢を明らかに示している。

このように、参考人取調べに関して被告会社担当者が日程調整を行ったことが「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いことを裏付ける等とは、あまりにも無根拠な主張であり、参考人取調べの状況や被告会社担当者の言動について罪証隠滅のおそれを推認させる事情は全く見当たらない。

(e) そして、上記③の理由について、被告会社が被告人の逮捕後、会社ホームページに「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出が外為法に違反するものではないと認識している」とのコメントを掲載したのは、そもそも本件噴霧乾燥器の輸出当時からの被告会社の考え方（本件噴霧乾燥器は内部の微生物を完全に除去する性能を有さず、本件要件ハに該当しないこと）を再論したものに過ぎない（当該考え方は任意捜査段階から明らかにされており、検察官は被告人を逮捕する前から熟知していたはずである。）。

また、被告会社が報道機関宛てに更に詳細なコメントを「発表した」というのは、別紙7を指すと思料されるが、この内容から明らかなおとおり、これは、本件に関する報道において外為法に関する知識に不足が散見されたことから、各報道機関に法的論点について解説した文書に過ぎない。

このように、会社のホームページにおけるコメントの掲載や報道機関に送付した別紙7は、何ら「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている」ことを推認させる要素を持たない。

検察官がこのような主張に及んでいるのは、こうした根拠のない主張をしなければ被告人の身柄拘束を継続できないと認識しているからであり、すなわち保釈を許可しない根拠がないのである。

(f) 小括

以上のとおり、本件では

- ・被告人が供述を変遷させた事実はなく
- ・被告人は既に自身の主張を明らかにしており

- ・ 共犯者とされる大川原及び島田が黙秘しているのは自白の強要を避けるためであり
- ・ 本件要件ハの該当性に関する事実認識に関して任意捜査段階から供述を撤回した従業員はおらず
- ・ 被告会社担当者は業務上の支障を避けるため参考人取調べの日程調整を行ったに過ぎず、現に参考人取調べは多数実施されむしろ現在、検察官が参考人取調べを不当に（おそらく身柄拘束を継続させようとの目的の下に意図的に）停滞させており
- ・ 被告会社がホームページに掲載したコメントは本件輸出当時の被告会社の考え方を再論したものに過ぎず、また報道機関に宛てた文書は法律解説を主としたものに過ぎない。

このように、検察官が主張する「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いことを裏付ける事情はそもそも存在しないか、極めて極端かつ恣意的な評価によるものであり、いずれも失当である。

なお、検察官は、「被告会社においては、噴霧乾燥器が規制対象となって以降、該否判定は形骸化し、非該当ありきで輸出を繰り返し」ており、「本件が常習的に行われていた犯行である」とも述べるが、これは、被告会社が輸出していた噴霧乾燥器は定型化されたものであっていずれもほぼ同等の性能を有することから、当然、いずれも本件要件ハに該当しないと容易に判断できたことによるものであり、該否判定が形骸化していたとか常習的に行われていた犯行である等とは、悪質な印象操作といえるほかない。付言しておけば、本件任意捜査が開始して以降、被告

会社は、保守的に、すべての輸出機について許可申請を行っており、かつ許可を取得している。

以上のとおり、検察官の意見は極めて失当であり、原裁判が同意見を参考としてなされたのであれば、直ちに取り消されなければならないことは明らかである。

(3) 罪証隠滅の客観的可能性および実効性がないこと

ア 総論

以上のように、検察官の意見は極めて恣意的かつ誤導的であり、何らの根拠もない主張であって、「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いことを裏付ける事情など一切ない。

この点につき、更に、本件で被告人が罪証隠滅を行う客観的可能性及び実効性がないことについても具体的に論じておく。

イ 共犯者とされる者ら参考人に対する働きかけ等による罪証隠滅の客観的可能性及び実効性がないこと

(ア) 本件噴霧乾燥器の客観的性能との関係で、共犯者とされる者ら及び参考人らに対する働きかけをする客観的可能性及び実効性がないこと

本件では、参考人として、本件噴霧乾燥器の設計に携わった被告会社のエンジニアリング部に所属する多数の従業員が任意に出頭して供述しているが、そもそも本件噴霧乾燥器の性能自体は本件噴霧乾燥器を用いた実験等で客観的に明らかとなるものである。

したがって、本件噴霧乾燥器の客観的性能についての従業員の供述の重要度は低いといえる。

また、本件は既に公訴が提起されている以上、検察官は起訴当時の手持ち証拠によって本件の公訴事実が立証可能であると見込んでいたはずである。そして、被告会社の従業員は、従前から本件噴霧乾燥器が本件要件ハに規定されるような性能（内部の全ての微生物を除去しまたは伝染能力を破壊できる性能）を有しない旨を供述している。したがって、検察官は、本件噴霧乾燥器の客観的な性能について、被告会社従業員の供述に頼ることなく立証可能であると考えていたはずである。

そうであるならば、事後にそれと反する供述を従業員がしたところで、その立証可能性は揺らがないはずである。

よって、被告人が従業員に対して働きかけることは実効性がなく、罪証隠滅の可能性はない。

- (イ) 本件噴霧乾燥器の性能に関する認識との関係で、共犯者とされる者らおよび参考人らに対する働きかけをする客観的可能性及び実効性がないこと

次に、本件噴霧乾燥器の性能に関する認識との関係でいえば、本件噴霧乾燥機の用途はリチウムイオン電池の材料の製造であり、微生物の除去を目的とするものではないのであって、被告会社が微生物除去の実験を社内で行ったことがない以上、本件噴霧乾燥器の微生物除去に関する性能の認識に関する従業員の供述は、そもそも当該従業員の想像の域を出ない。

したがって、本件噴霧乾燥器の性能に関する認識についての従業員の供述の重要性は低い。

そして、本件は既に公訴が提起されている以上、検察官は起訴当時の手持ち証拠によって本件の公訴事実が立証可能であると見込んでいたはずである。そして、被告会社の従業員は、従前から本件噴霧乾

燥器に本件要件ハに規定されるような性能（内部の全ての微生物を除去しまたは伝染能力を破壊できる性能）はない（当然その認識もない）旨を供述している。したがって、検察官は、本件噴霧乾燥器の性能に対する認識について、従業員の供述に頼ることなく立証可能であると考えていたはずである。

そうであるならば、事後にそれと反する供述を従業員がしたところで、その立証可能性は揺らがないはずである。

以上より、本件噴霧乾燥器の性能に対する認識の人証としての参考人らに対して、被告人が働きかける客観的可能性および実効性もまたないといえる。

(ウ) 謀議行為及び該非判断にかかる指示の経緯等との関係でも共犯者とされる者らおよび参考人らに対して働きかけをする客観的可能性及び実効性がないこと

本件では、被告人は共謀の事実も争っていることから、念のため、謀議行為や該非判断にかかる指示の経緯等の事実との関係でも、被告人が共犯者とされる者らや参考人らに対して自己に有利な供述をするよう働きかける客観的可能性および実効性がないことについても論じておく。

まず、共謀の本質は謀議行為自体よりも共犯者間の内心の意思連絡状態を指すから、その立証は、当該意思内容が犯罪の遂行に当たる事実であることを前提に、被告人の内心と共犯者の内心が一致していることの立証によるはずである。

そして、上記の事実は、事実認定上、謀議行為から謀議参加者間の内心の一致を推認したり、指示の経緯から被指示者の内心が指示者の内心と一致するに至る経緯を推認し、もって両者の内心の一致を推認

したりする機能を営む事実である。この意味で、一般にこれらの事実が共謀の間接事実となることが多いことに異論はない。

しかしながら、前述のとおり、被告人は共犯者間の内心（本件噴霧乾燥器を許可なく輸出することの認識）の一致を争うものではなく、その内心において犯罪の遂行を企図していない（本件噴霧乾燥器は外為法の規制対象となる性能を有さず、許可は不要であるとの認識）から「故意」の相互認識に欠けるとして共謀の事実を争うものに過ぎない。

このように、本件では、共謀の存否の問題は法解釈および故意の存否の問題に帰着するといえる。したがって、謀議行為や該非判断にかかる指示の経緯等の事実は重要性の低い事実といえるのであって、その立証妨害のために罪証隠滅行為に及ぶことはおよそ実効的な罪証隠滅行為とはいえない。

よって、謀議行為や指示の経緯等の事実との関係で、被告人が共犯者とされる者らや参考人らとの間で口裏合わせをし、あるいは自己に有利な供述をするよう働きかけることの客観的可能性および実効性は認められない。

(4) 罪証隠滅の主観的可能性について

まず、前述のとおり、本件の主たる争点は本件要件ハの法解釈自体であり、被告人が公訴事実の一部を否認する理由は

- ①本件要件ハが、定置したままの状態で内部の全ての微生物を除去し
または伝染能力を破壊できる性能を有する噴霧乾燥器を規制する
趣旨であるとの解釈を前提に
- ②本件噴霧乾燥器がかかる客観的性能を有しておらず

③被告人において本件噴霧乾燥器がかかる客観的性能を有してい
ないと認識していたこと

にほぼ尽きる。

仮に、本件要件ハについて、定置したままの状態での微生物を
少しでも低減させる程度の性能でも規制する趣旨との解釈を前提と
するのであれば、被告人は、本件噴霧乾燥器がこの程度の性能であれ
ば有していた可能性があることは任意捜査の段階から特に争ってい
ない。

このように、本件は否認事件ではあるが一般的な否認事件とは大き
く異なる。

上記①は罪証隠滅と無関係であるし、上記②の証拠についてはおよ
そ実効的な罪証隠滅が不可能である。

そして、上記③は、被告人の認識を推認させる証拠物となるべきも
のは既に全て押収されているはずだから罪証隠滅の可能性自体がな
く、人証については、前述のとおり重要性は高くなく罪証隠滅を図る
行為は実効性に欠けるのであるから、被告人が保釈取消等による身柄
拘束の危険を冒してまで罪証隠滅行為に及ぶとは考え難い。

さらにいえば、共犯者とされる者らも参考人らも、任意捜査の段階
から一貫して被告人の認識とほぼ一致する供述をしているのであっ
て、被告人がこれらの者に働きかけて供述を変遷させる必要性・メリ
ットが皆無である。なお、共犯者とされる者らが任意捜査段階から上
記のような供述をしていたのは、後述のとおり被告人による罪証隠滅
工作に基づくものではなく、それが各人にとって真実だったからであ
り、検察官のごとくに曲解すべきではない。よって、被告人が任意捜
査段階から行っていた罪証隠滅工作を強化するなどのおそれもまっ
たくない。

その上、被告人が、実効性を度外視して人証に接触する可能性についても、弁護人が本件保釈請求の際に提示した条件には、被告人が共犯者とされる者及び被告会社の関係者と一切接触しない旨が定められており、これと同旨の誓約書が提出され、かつ高額な保釈保証金の没取という制裁もこれを担保しているのであるから、極めて低いといえる。

付言しておけば、黙秘は単なる権利行使であり、被告人が黙秘を続けていること自体から抽象的に罪証隠滅のおそれを肯定することは許されない（被告人が真実を主張することが「否認」と評価されるのは専ら検察官の見立てが真実との架空の前提に基づくからである。）。言うまでもないことであるが、黙秘権は憲法上の権利であり、黙秘権の行使を不利益に取り扱うことは実質的に黙秘権を侵害するに等しく、断じて許されない。特に、第189回国会における「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の二において、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」と明記されたことに照らしても明らかである。

特に本件では1年以上にもわたる任意捜査が先行して行われているところ、当該任意捜査に被告人や被告会社関係者が積極的に協力してきたにもかかわらず（別紙1、別紙2参照）、突然逮捕されたという経緯があり、明らかに被告人の自白強要を目的とした逮捕であると容易に推察できるものであった。実際、被告人は勾留後に警察・検察官による取調べを受けているが、別紙3記載のとおり、取調べにおい

ては黙秘による不利益を明示又は黙示に示した脅迫的な尋問や、利益誘導を図る尋問が横行している。このような不当な尋問が繰り返されているのは、ひとえに検察官が被告人の自白を欲しているからにほかならない。かかる捜査機関の違法かつ不当な捜査手法に対し、被告人が防御手段として黙秘権を行使したことは当然のことである。したがって、被告人が黙秘していることは何ら罪証隠滅のおそれを基礎づけるものではない。

さらに、被告人において、本件に関する任意捜査開始後に従業員らに向けて何らかの働きかけを行った事実自体、存在しない。被告人は、長期間にわたる任意捜査の中でいくらかでも罪証隠滅行為が可能であったにもかかわらず、そのような行為を一切行っていないのであり、これは、被告人において本件に関して罪証隠滅行為を行う意思など毛頭ないからであるし、上記のとおり、罪証隠滅と本件の特殊な性質の表れともいえる。このことからしても、本件で罪証隠滅の「現実的な危険性」がないことは明らかである。

(5) 小括

以上のとおりであるから、被告人に「罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由」は認められず、本件は刑訴法 89 条 4 号に該当しないから、必要的保釈が認められる。

2 職権保釈が認められるべき事情がある

万が一、権利保釈が認められないとしても、被告人には職権保釈が認められるべきである。

特に、警視庁赤坂警察署及び同武蔵野警察署の警察官や大阪拘置所の刑務官が新型コロナウイルスに感染し、刑事施設の職員が危険なウ

イルスに感染した事実には、被告人を今後も留置施設に留め置くことは被告人の生命に重大な危険を及ぼすことになるのは明らかである。

この危険は、令和2年4月8日に警視庁渋谷警察署で勾留中の者が新型コロナウイルスに感染したほか、同月11日に東京拘置所でも勾留中の者の感染が確認されており、現実のものとなった（別紙8、別紙9参照）。

被告人は渋谷署に勾留されているものではないが、複数の警察署の警察官が感染している上、渋谷署の警察官が感染していないのに同署に勾留中の者が感染したからには、もはや警視庁管内の全ての署に勾留中の者に感染の危険があるのは明らかである。

このような前代未聞の異常事態にもかかわらず、満71歳と高齢であり、かつ高血圧、糖尿病及び不整脈という基礎疾患を有する被告人を勾留し続ける必要性はまったくない（前述のとおり、本件で罪証隠滅のおそれが極めて低いことを考慮すればなおさら必要性はない。）。

裁判官、検察官、警察官は、被告人が新型コロナウイルスに感染しないことの責任を負えるのであろうか。高齢であり、かつ上記のとおり基礎疾患を有する被告人が新型コロナウイルスに感染しないよう完全な健康管理ができるのだろうか。被告人の勾留を継続するからには、この責任を負えることの具体的理由を被告人に対して明らかにする責務がある。なんら過大な表現ではなく、被告人は目下生命の危険に直面しているのである。

これに対して被告人を保釈すれば、被告人が新型コロナウイルスに感染するか否かは専ら被告人の自己責任に委ねられる。果たしてどちらが合理的かは言うまでもないはずである。

我が国の中ではもちろんのこと、世界中で新型コロナウイルスについては「第二次大戦以来最大の危機」である旨が叫ばれている。すなわち現状は未曾有の非常事態なのである。このような事態において、従前の判断枠組みに漫然と従っていていいはずがない。被告人の保釈は捜査機関と裁判所にも被告人の健康管理責任を免れる大きなメリットがあるはずである。

第3 結論

以上のとおり、被告人において罪証隠滅のおそれはないといえるのであるから、被告人の保釈は認められなければならない。

また、新型コロナウイルス感染の現実的な危険性がある中、抽象的かつ空想的な罪証隠滅のおそれを懸念して勾留を続け、徒に高齢の被告人の生命を危険にさらすことは断じて許されるものではなく、被告人に対する保釈は直ちに許可されるべきである。

以上

取得履歴		2020/3/12 現在									
No.	氏名	外出日	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
30		2018/12/11	2019/1/31	2019/5/15	2019/6/18	2019/6/20	2019/6/28	2019/7/4	2019/7/11	2019/7/25	2019/8/7
		2019/9/4	2019/9/25	2019/10/23	2019/11/5	2019/12/3	2019/12/13				
55	島田	2018/12/11	2018/12/20	2018/12/26	2019/1/10	2019/1/18	2019/1/29	2019/2/8	2019/2/15	2019/2/22	2019/2/27
		2019/3/7	2019/3/13	2019/4/3	2019/4/19	2019/4/25	2019/5/3	2019/5/10	2019/5/21	2019/5/30	2019/6/6
		2019/6/14	2019/6/25	2019/7/8	2019/7/22	2019/8/9	2019/9/5	2019/9/19	2019/9/27	2019/11/1	2019/11/20
		2019/12/6	2019/12/23	2020/1/20	2020/2/10	2020/3/11					
71		2018/12/11	2019/2/26	2019/3/4	2019/3/12	2019/3/19	2019/3/27	2019/4/4	2019/4/12	2019/4/23	2019/5/10
		2019/5/17	2019/6/7	2019/6/24	2019/7/12	2019/8/9					
106		2018/12/11	2018/12/14	2018/12/20	2019/1/16	2019/2/8	2019/2/28	2019/6/4	2019/6/20		
145		2018/12/11									
		2018/12/11	2018/12/13	2018/12/20	2019/1/16	2019/2/20	2019/2/25	2019/2/28	2019/3/8	2019/3/12	2019/3/15
173		2019/3/26	2019/3/28	2019/3/29	2019/4/11	2019/4/19	2019/6/6	2019/6/28	2019/7/4	2019/7/12	2019/8/7
		2019/9/5	2019/9/25	2019/10/23							
20		2018/12/13	2019/3/12	2019/6/14	2019/11/22						
185		2018/12/13	2018/12/18								
120		2018/12/14	2019/2/21	2019/5/27	2019/6/14	2019/8/22	2019/9/19				
123		2018/12/14	2019/2/21	2019/8/19							
OFG		2018/12/17	2019/9/11								
209		2018/12/19	2019/5/15	2019/6/26							
210		2018/12/19									
42		2018/12/21	2019/1/9	2019/6/28	2019/7/5	2019/7/19					
4		2018/12/25	2019/5/9								
62		2018/12/25	2019/1/1								
88		2018/12/25									
152		2018/12/25	2019/11/26	2020/1/23							
176		2018/12/26	2019/3/14								
226		2018/12/26	2019/1/8	2019/1/28	2019/4/2	2019/6/23	11/18延期	2019/12/3	2019/12/23		
207		2019/1/10	2019/1/21	2019/2/4							
		2019/1/12	2019/1/27	2019/1/31	2019/2/8	2019/2/13	2019/2/14	2019/2/19	2019/2/25	2019/2/28	2019/3/12
13	社長	2019/4/4	2019/4/19	2019/4/25	2019/4/28	2019/5/17	2019/5/29	2019/6/5	2019/6/18	2019/6/26	2019/7/4
		2019/7/11	2019/7/19	2019/7/24	2019/8/8	2019/8/27	2019/9/5	2019/9/11	2019/9/30	2019/10/10	2019/10/21
		2019/10/28	2019/11/13	2019/11/19	2019/11/25	2019/12/5	2020/1/18	2020/1/30	2020/2/12	2020/2/26	2020/3/11
48	常務	2019/1/15	2019/1/16	2019/3/19	2019/6/25	2019/7/2					
51	相嶋静	2019/1/15	2019/1/16	2019/1/24	2019/1/25	2019/2/14	2019/2/15	2019/3/13	2019/5/16	2019/9/5	2019/9/11
		2019/9/27	2019/10/10	2019/11/7	2019/11/28	2019/12/12	2019/12/17	2020/1/10	2020/1/23		
133		2019/1/19									
202		2019/1/23	2019/1/31	2019/2/13	2019/6/20	2019/6/20	2019/8/26	2019/9/20			
101		2019/1/24	2019/3/7	2019/3/19	2019/5/10	2019/6/6	2019/6/18				
171		2019/1/29	2019/2/15	2019/2/25	2019/3/19	2019/3/28	2019/4/23	2019/5/16			
160		2019/1/29	2019/2/19								
161		2019/2/7	2019/2/8								
43		2019/2/8	2019/11/19	2019/11/26	2019/12/3						
174		2019/2/15	2019/10/8								
224		2019/2/21	2019/3/12								
168		2019/3/5	2019/11/5								
177		2019/3/4									
184		管理部判断で断る									
187		2019/3/11									
175		2019/3/14	2019/3/20	2019/4/3							
180		2019/3/15									
3		2019/3/26									
169		2019/4/3	2019/4/16	2019/6/20							
188		2019/4/4									
228		2019/4/10	2019/4/22	2019/5/31	2019/6/12	2019/6/21	2020/1/30	2020/1/29			
208		2019/4/15									
73		2019/4/22									
181		2019/7/12									
100		2019/8/19	2019/12/9								
53		2019/12/9	2020/2/4								

3社長、No.51相嶋静、No.55島田については、直接日程のやり取りをしているため、記載漏れの可能性あり

別紙 2

■回答結果①

<確認事項>

・事情調書を受けた者で証書の回数。

#	氏名	調書の回数	備考
1		0	
2		1	
3		2~3	
4		2~3	
5			
6		1	
7		0	
8		1	
9		0	
10		2~3	
11		0	
12		1	
13		1~3	
14		1	
15		3	
16		0	
17		0	
18		0	
19		1	
20		1	
21		2	
22		1	
23		2	
24			
25		2	
26		2	
27		0	
28		1	
29		0	
30		0	
31		0	
32		1	
33		1	
34		0	
35		1	
36		2~3	
37		1	
38		0	
39		3	
40		1	
41		3~4	
42		1	
43		0	
44		2	
45		1	
-	大川原【社長】	-	※対象外(勾留中)
-	相嶋(静)【顧問】	-	※対象外(勾留中)
-	島田(取締役)	-	※対象外(勾留中)
-		-	※対象外(事情聴取に呼ばれたが、一度も受けていない。)

別紙 3

- 3月14日・島田は、「経産省にその回答をするの際に、相嶋さんに相談した。相嶋さんから『こういう説明をしろ』と指示されました。」と供述していた。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
- ・島田の供述調書に、蒸気滅菌に限定するよう経産省に求めたのは、相嶋さんの指示であったと書いてあるし、相嶋さんが「蒸気滅菌に限定しなかったら大川原化工機のスプレードライヤーが輸出できなくなる」と言っていたとも書いてある。
何人かの従業員もそう言っていた。
※実際にはそのような発言は存在しない。
- ・島田も、今回問題になっている装置を受注するときに相嶋さんに相談したと言ってる。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
- ・社長が逮捕されて、いろいろ話してるみたいだ。
社長は逮捕されてから「今回の件の輸出に関して、最終的に決めたのは私だけれども、そこまでいく筋道立てたのは島田さん。輸出すると決めるときには、相嶋さんにいろいろ相談した」と、言っている
※実際にはそのような大川原社長の発言は存在しない。
- 3月15日・黙っていると長くなるんだけどな。
・長くなるから黙秘はよくないよね。
スリとか痴漢でも1年ぐらいかかることあるんだよ。
- ・前は、極左、中核派とか指定団体を相手に仕事していて、彼らは黙秘するけど、普通の人は黙秘しませんよ。
- ・相嶋さんの場合だったら言いたいこと言っといた方がいいんじゃないの。
話した方が得だよ。
- ・島田さんが相嶋さんに相談したって言ってる調書があるよ。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
- ・実際、 さんの上で判子押してるのは さん、 さんですよ。
社員の誰かが悪者になるようなことになってもいいの？
- 3月16日・本当にこの方向でいいんですか。
・黙秘は会社のためにやってるんですか。
あなたが悪いことやってないんだったら、やってないって言ったらどうですか。
- 3月17日・島田は、「 さんに非該当だと指示したのは、社長や相嶋さんが自分にそうするように言ったから」と言ってるよ。島田さんはがずっと前からそう言ってるから。
※実際にはそのような島田の発言は存在しない。
- ・黙秘はためにならないから。
・話して早く会社に戻ってあげた方がいいんじゃないですか。
・こういうことやってんのは不起訴を狙ってるんですかね？
- 3月18日・黙ってるってことは認めてるんですか。
・話した方が簡単に済むから。
あなたと社長と島田さんがいないと会社が大変じゃないですか。
・寝てるんですか？
・まだしゃべらないんですか。
・黙っててもいいことないですよ。
・じゃあ長くなりますね。
- 3月19日・黙秘するって決めたのか。
それは後悔ないな。
・本当にそれでいいんですか。
・黙秘して罪は軽くなりませんよ
・黙秘した人は何人も見えますよ。良かったことはないと思うんですけど。
・社長が大分前にはなしてたことだけど、スプレードライヤーについて、相嶋が、何でもかんでも申請することはないと言ったので、ほとんど非該当と思った、言ってるよ
※実際にはそのような大川原社長の発言は存在しない
・あなたはそんな人じゃないんじゃないですか。
・(黙秘したら)起訴不起訴に影響するんじゃないの。
- 3月20日・こういう方法は後悔することになるよ。
・良い方法だとは思えないけども。
・黙秘したら長くなりますよ。
・コロナで世の中大変なのに、3人いなくて大変ですね。

	所属	備考	逮捕前の聴取	調書作成回数	警視庁呼出	検事呼出
	取締役		3回	2～3回	(日時調整中)	3/25 14時
			5回		3/19 14時	
	管理	該非判定書類に押印	6回	2回	3/17 12時半	①3/17 16時 ②3/25 10時
	海外営業部	該非判定書類を作成	21回	2回	(日時調整中)	3/26 15時
	エンジニアリング部	RL5設計担当者	8回	3-4回		3/27 15時
	エンジニアリング部検査Gr		2回		(日時調整中)	
	エンジニアリング部 部席		15回	3回	(日時調整中)	3/24 14時
	エンジニアリング部		8回	3回	(日時調整中)	3/27 15時
	エンジニアリング部	元エンジニアリング部長・元開発部長	5回	5回		3/27 10時
	エンジニアリング部		6回	1回		3/24 15時
	開発部	現開発部長	5回	5回		3/26 15時

令和2年4月6日

東京地方検察庁検事正 殿
同次席検事 殿
同公安部長 殿
同公安副部長 殿
同検事 塚部貴子 殿

大川原化工機株式会社
[REDACTED]

被疑者大川原正明、被疑者相嶋静夫、及び被疑者島田順司に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年3月30日以降、弊社役員及び従業員を参考人とする取り調べに関し、コロナの影響により日程調整が進まず、今後の見通しが立たない状況となっております。

弊社としましては各役員及び従業員の業務調整等の支障もございますので、弊社役員及び従業員に対する参考人取り調べの必要があるのであれば、できる限り早期に、弊社 [REDACTED] に、日程調整のご連絡を頂戴できますようお願い申し上げます。

以上

令和2年3月16日

報道機関各位

大川原化工機株式会社

今般、弊社社長他2名の外為法違反による逮捕に関し、誤解を招くおそれのある内容の報道が散見されましたので、法令の枠組み及び本件に関する弊社の認識につき下記の通りお知らせいたします。報道機関の皆様におかれましては、正しく報道いただきますよう何卒お願い申し上げます。

記

1 外為法上、すべての噴霧乾燥器について輸出許可が必要とされるものではなく、法令の定める要件に該当するものに限り許可が必要とされていること。

① 法令の枠組み

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）は、我が国の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から、兵器の開発・製造等に関連する資機材等の輸出について必要最小限の管理しており、一定の貨物・技術の輸出につき経済産業大臣の許可を要するものとしています。

具体的な規制対象は、「輸出貿易管理令」の別表1で品目が定められ、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」において具体的な機能や性能等の仕様が規定されています。

② 噴霧乾燥器（スプレードライヤー）

噴霧乾燥器は、以前は規制品目に掲げられていませんでしたが、2013年10月15日施行の政省令に改正により、規制対象に加えられました。

これは、主要な国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ（AG）の合意に基づく改正で、一般産業用の機器が兵器（化学兵器、生物兵器等）の製造に転用（悪用）される所謂 Dual Use を防ぐ目的で、生物兵器等の保存に用いられるおそれのあるものとして、従前から規制されていた凍結乾燥器に追加して、規制の対象とされたものです。

もっとも、すべての噴霧乾燥器が規制の対象とされているわけではありません。外為法による輸出規制は、我が国の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から必要最小限の管理を実施するものだからです。

具体的には、省令において、次のイ・ロ・ハの全てに該当するもののみを規制対象と定めています。

イ 水分蒸発量が一時間あたり0.4 キログラム以上400 キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10 マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10 マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

すなわち、イ・ロ・ハの要件の一つにでも該当しない噴霧乾燥器は、輸出規制の対象ではないのです。

なお、上記3要件は、オーストラリア・グループ（AG）において合意された次の内容に基づくものです¹。

Spray-drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:

- a) a water evaporation capacity of $\geq 0.4\text{kg/h}$ and $\leq 400\text{ kg/h}$;
- b) the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of the spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particle size; and
- c) capable of being sterilized or disinfected in situ.

2 「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件について

① この要件の存在意義

噴霧乾燥器を生物兵器の製造に転用するという場合、微生物を噴霧乾燥により微粒化した後、次の使用に向けて内部を洗浄するにあたり、あらかじめ、残留した微生物を殺菌・滅菌する必要があります。そして、殺菌・滅菌は、噴霧乾燥器を分解することなく、そのままの状態（in situ）で行われる必要があります。そうでないと、製造作業者が残留粉体を吸入したり、接触してしまうからです。

これを定めるのが、「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件です。

すなわち、噴霧乾燥器によって微粒化した菌を取り出した後、機器を分解することなく定置したままの状態、装置内部に粉体として残存した菌を完全に死滅ないし破壊することができるものでなければ、機器を繰り返し使用することができず、そのようなものは生物兵器の製造機器として転用されるおそれがあるとはいえないことから、規制の対象としない、とされているのです。

② 「滅菌」「殺菌」の意義

¹ オーストラリア・グループの合意の内容については、「Australia Group Common Control List Handbook-Volume II」に詳しく記述されています。

従って、ここにいう「滅菌」(Sterilized)・「殺菌」(Disinfected)とは、何らかの菌を減少させることができる程度では足りず、すべての菌の伝染能力ないし生存を除去すること (the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical or chemical agents, or the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect) をいうと解されます。

この解釈は、2020年1月に示された経済産業省の運用通達においても、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と明記されています。

③ 「定置した状態で」の意義

「定置した状態で」とは、「装置の分解などを行うことなく、そのままの状態で」という意味です。

原液を噴霧乾燥器にかけた後、粉体の残存する装置を分解して、部品ごとに蒸気や薬剤で処理する方法によっても、滅菌・殺菌を行うことは可能です。しかし、分解しないと滅菌・殺菌することができないとすれば、分解の際に微生物が飛散し、曝露してしまいます。分解しないと滅菌・殺菌することができないというのでは、生物兵器の製造に転用することができません。そのため、「定置した状態」(in situ)で内部を滅菌・殺菌できる乾燥器に限り、規制の対象とされています。

3 弊社製品 RL-5 について

弊社製品 RL-5 は、生物兵器の製造に用いることを想定したものではなく、「電子材料を始めたとしたファインケミカル分野」で使用するために開発された汎用機です。

捜査機関による捜査段階であるため本書では詳細は割愛いたしますが、弊社は、弊社製品 RL-5 は「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」にあらず、輸出につき法令違反はなかったと認識しております。

以 上

本書の内容に関するお問い合わせは、弊社代理人である和田倉門法律事務所(担当:高田 剛弁護士)までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

和田倉門法律事務所 弁護士 高田 剛

電話 [REDACTED] (代表)

FAX [REDACTED]

0テレNEWS24

2020年
4月13日(月) 仙台今日の天気
仙台

0テレNEWS24

ストリートニュース

every.

news zero

0テレNEWS24

0テレNEWS24

0テレNEWS24

the SOCIAL

0テレNEWS24

トップ 社会 エンタメ 国際 政治 経済 スポーツ 特集 番組 投稿 ブログ 地方 天気 地震防災

トップ > 社会 > 留置場で収容者が感染 渋谷警察署

0テレNEWS24

留置場で収容者が感染 渋谷警察署

ツイートする

シェアする

2020年4月9日 01:50

CNN



【都道府県別まとめ】国内の感染者・死者数をグラフで見る

全文

警視庁は、8日、渋谷警察署に留置されている50代の男性収容者が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。警視庁の留置施設で感染が確認されたのは初めてです。

警視庁によりますと、感染が確認されたのは、渋谷警察署の留置場にいる50代の男性収容者です。2日に発熱し、今も高熱があるということで、入院先が見つかり次第搬送することになっています。

警視庁は、留置場の担当者や取り調べをした捜査員など17人を自宅待機としています。

また、町田警察署の交番に勤務する23歳の男性巡査長も感染が確認されました。警視庁の警察官では、これで5人目となります。

巡査長と接触した地域住民のうち、男性1人がせきの症状を訴えていますが、関連性は分かっていないということです。

要約に戻る

0テレNEWS24 ライブ配信中



0テレNEWS24

24時間ニュースをライブ配信中



PR 「芸能人の歯ってなんでみんな白いの？」白くするのなんて簡単だった！

関連記事

社会 2020年4月6日 20:56 社会 2020年4月6日 01:22 社会 2020年4月13日 01:30

警視庁で4人目 男性連署長がコ
ロナ感染警視庁3人目の感染確認 36人
自宅待機に収容者が陽性 別の男性感染の
渋谷署で発覚

注目の記事

社会 2020年4月13日 13:55 社会 2020年4月13日 12:22 社会 2020年4月13日 07:28

NEW

「PCR最しめ」発言 さいたま
市警が物罪通明け...都内ターミナル駅では
大勢の通勤客埼玉「新型コロナ対応」保健所職
員3人感染

国際 2020年4月13日 08:30

社会 2020年4月13日 13:57

NEW

エンタメ 2020年4月13日 11:00

米・NY 新たな入院者数これま
で最少に中野江古田病院「外来停止招
示」翌日も診療【山内康介】20周年「継続は
力なり」

Ads by Yahoo! JAPAN

確定申告のやり方がわからない？
会計ソフトfreee2人に1人が使う／やよいの青色申告
弥生株式会社東京都の自宅が購入時より高いか調べる方法
かんたん不動産比較ビビッと来たら今すぐプレイ！
CTW株式会社マイホーム『まさかの金額』8年後に判明
ウチワル

検索 ▶



カレンダー検索 ▶

★ アクセスランキング

社会

- 1 北海道と札幌市 2度目の“緊急事態宣言”
- 2 島根・松江市 飲食店で“クラスター”発生
- 3 “物”には塩素系漂白剤を 消毒液の作り方
- 4 テレ朝・富川アナ陽性 共演者らに異変なし
- 5 全国で499人の感染確認 7384人に

★ アクセスランキング

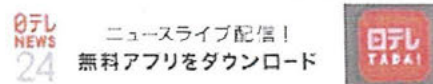
総合

- 1 北海道と札幌市 2度目の“緊急事態宣言”
- 2 島根・松江市 飲食店で“クラスター”発生
- 3 “物”には塩素系漂白剤を 消毒液の作り方
- 4 新型コロナ 北朝鮮が国家的対策強化を決定
- 5 テレ朝・富川アナ陽性 共演者らに異変なし

最新ニュース

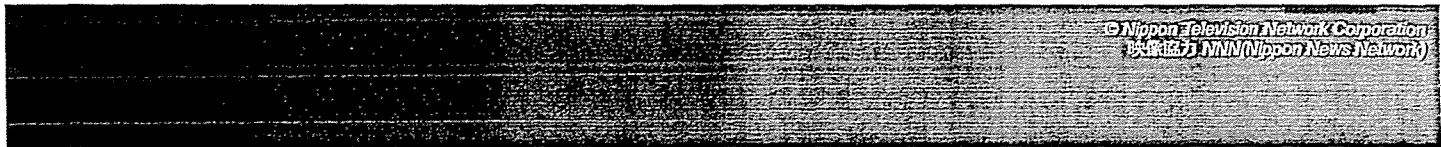
- ▶ 千葉県、遊園施設などに休業要請 あすから
- ▶ 千葉の一部に避難勧告“感染拡大対策”も
- ▶ 株価見直しは？ 清水洋介氏が解説
- ▶ 日経平均455円安 終値1万9043円
- ▶ 外出禁止令で混乱…関係が辞意表明 トルコ

見出し、記事、写真、動画、図表などの無断転載を禁じます。
 当サイトにおけるクッキーの扱いについては[こちら](#)
 『日テレNEWS24 ライブ配信』の推奨環境は[こちら](#)



NNN各局のニュース

- ▶ 札幌テレビ
- ▶ 青森放送
- ▶ 秋田放送
- ▶ テレビ岩手
- ▶ 山形放送
- ▶ ミヤギテレビ
- ▶ 福島中央テレビ
- ▶ テレビ新潟
- ▶ テレビ信州
- ▶ 北日本放送
- ▶ テレビ金沢
- ▶ 福井放送
- ▶ 山梨放送
- ▶ 静岡第一テレビ
- ▶ 中京テレビ
- ▶ 読売テレビ
- ▶ 西日本放送
- ▶ 日本海テレビ
- ▶ 広島テレビ
- ▶ 山口放送
- ▶ 四国放送
- ▶ 高知放送
- ▶ 南海放送
- ▶ 福岡放送
- ▶ 長崎国際テレビ
- ▶ 熊本県民テレビ
- ▶ テレビ大分
- ▶ テレビ宮崎
- ▶ 鹿児島読売テレビ



© Nippon Television Network Corporation
映像協力 NNN (Nippon News Network)



東京拘置所に収容の60代男性被告が感染 [2020/04/11 23:24]



法務省は東京拘置所に収容されている60代の被告が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。刑事施設の収容者で感染が確認されたのは初めてです。

法務省によりますと、東京拘置所に収容されている60代の男性被告は9日に熱が出てPCR検査をしたところ、11日に感染が確認されました。この男性は今月上旬に入所した時には熱はありませんでしたが、入所前にしばらく熱が続いていたと職員に申し出たため、単独室に収容されて経過観察となっていました。症状は落ち着いていて、現在も東京拘置所に収容されているということです。全国の刑事施設の収容者で感染が確認されたのは初めてです。

関連ニュース



社会

刑務所や拘置所で面会制限 緊急事態宣言受け
[2020/04/09 13:17]



愛知県で1人死亡 大阪拘置所の刑務官も感染確認
[2020/04/06 03:57]



大阪拘置所刑務官に感染者 東京100人超えは2日連続
[2020/04/05 18:04]



歌手の三浦大知さん熱唱 東京拘置所のイベントで
[2019/09/28 12:29]

ニュースを検索



JapaNews 24



※日本時間の午後4時から20～30分ほど、一時的にストリームを停止する可能性があります。

RANKING

アクセスランキング

1時間

24時間

1週間

1ヶ月

- 1 オンワードが数店舗閉鎖へ アパレル苦難の時代
- 2 ミシンの売上げが急増! 理由は「手作りマスク」
- 3 「歓迎会はしていない」と噂 警察署長ら2人感染
- 4 神奈川・藤沢市で新たに20代男性感染 行動歴を調査
- 5 テレビ朝日の富川悠大アナウンサーの感染を確認

もっと見る

KEYWORD

キーワード

新型コロナウイルス

マスク

あおり運転

結婚

対韓輸出規制

ホリエモン

北方領土

サイバー攻撃

ファーウェイ

カルロス・ゴーン



DAPUMPヒット曲披露
で盛り上げ 東京拘置
所で矯正展
[2018/09/29 16:08]

Headline 注目ニュース



世界の死者11万人超
最多の米はNY州で感染
ピークか
[2020/04/13 11:51]



新潟・燕市で小中学校
再開 「コロナ早く消
えて」
[2020/04/13 11:56]



「歓迎会はしてい
ない」と逆 警察署長ら2
人感染
[2020/04/13 11:49]



14日にかけ大雨や暴風
に要警戒 低気圧が急
速に発達
[2020/04/13 10:35]



CO2濃度増加ペース急
減 コロナで経済低下
も要因か
[2020/04/13 12:02]



東京・江東区の50代保
育士が感染 園児ら健
康観察へ
[2020/04/13 15:39]

PICK UP オススメ



木登り上手なパンダの友は本猫は〇〇が好き
[2020/04/13 12:02]



「発熱外来」開設し…“コロナ不
安”の患者受け入れ
[2020/04/13 12:02]



グーグルとアップルで開発“濃厚接触
の可能性通知”
[2020/04/13 12:02]

こんな記事も読まれています



最新版「世界で最も美
しい顔ランキング」日
本人最高位は王様の…
AD (NewSphere)



番組初、富山県の“ボツ
ンと一軒家”は「番組史
上最高レベル」の埋…
(テレ朝POST)



なぜ日本の感染者は少
ないのか？海外が見る
「日本の謎」
AD (NewSphere)



かまいたち山内、相
方・漢家にクレーム！
遅刻時の連絡方法が…
(テレ朝POST)



美人妻、突然のエスカ
レーター“こねくり回
し”キスで夫を悩め！…
(テレ朝POST)



志村けんさんを偲ん
で。上島竜兵、千鳥ら
と全国に笑顔を運ん…
(テレ朝POST)

ソフトバンク 消費税
東京オリパラ 北朝鮮
トランプ政権 スマートフォン
アップル

まいにち防災
災害を知り 命をまもる

NN マスクにゃん ニュース
YouTubeで 平日毎日 配信中!

REC from 311
～復興の現在地

Abema news / AbemaTVで 24時間放送中
最新ニュースをチェック!!

スクープ映像を募集!
【改定されました】
恐怖 前進する車が
「あおった」…

報道STATION
Jリーグ・村井満チ
ェアマンに聞く

確定申告のやり方がわからない?
もっとみる 会計ソフトfreee

チャンネル

報道 STATION X ANN 世論調査

new
スマホでニュースを
見るなら!
テレ朝newsアプリ

ANN ネットワーク

- > 北海道テレビ放送 > 青森朝日放送 > 岩手朝日テレビ > 東日本放送 > 秋田朝日放送 > 山形テレビ > 福島放送 > 新潟テレビ21
- > 長野朝日放送 > 静岡朝日テレビ > 北陸朝日放送 > 福井放送 > 名古屋テレビ放送 > 朝日放送テレビ > 広島ホームテレビ
- > 山口朝日放送 > 瀬戸内海放送 > 愛媛朝日テレビ > 九州朝日放送 > 長崎文化放送 > 熊本朝日放送 > 大分朝日放送 > テレビ宮崎
- > 鹿児島放送 > 琉球朝日放送